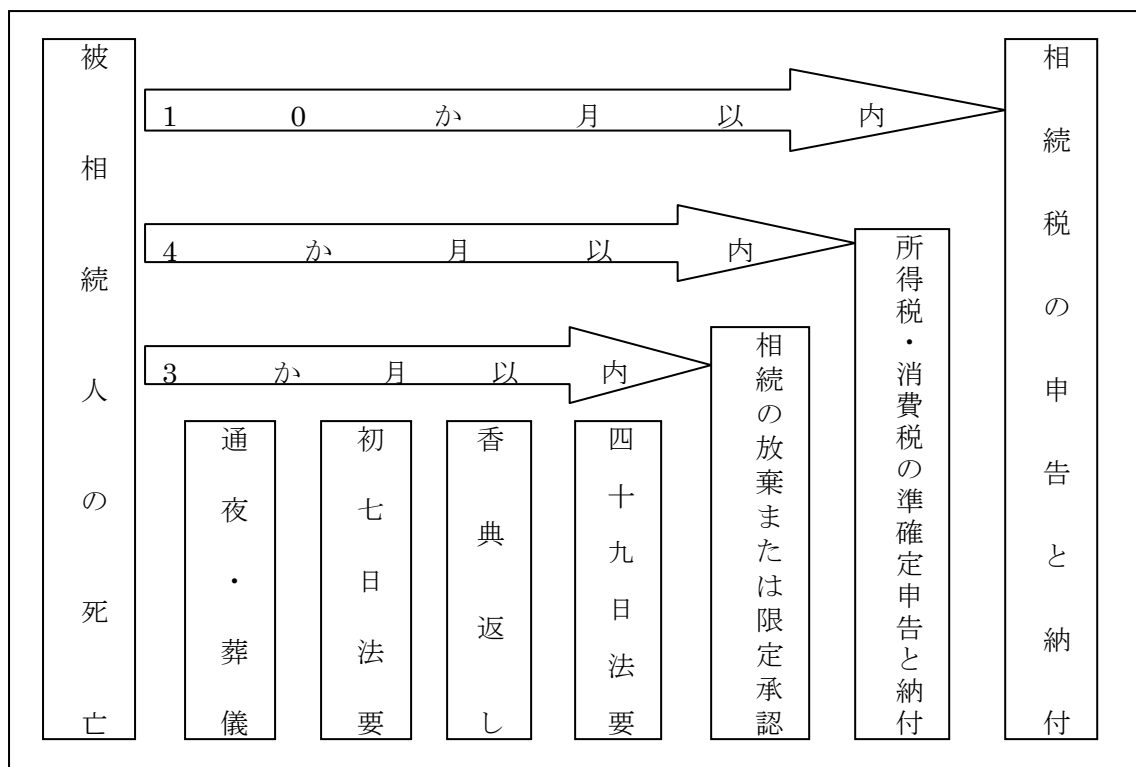


相続の発生から相続税申告納付まで

税理士・CFP 山下大輔

相続が発生した際、相続人が行わなければならない手続きはたくさんあります。相続は人生の中で何度も経験するものではありませんから、何をすべきか戸惑う人も多いと思います。相続の発生から相続税の申告と納付までの大まかなスケジュールは以下のようになりますのでご確認ください。

図表1 相続税申告までのスケジュール



1. 遺言書の有無を確認

(1) 自筆の遺言書を発見した場合

封印のある遺言書を発見しても、勝手に開封してはいけません。不用意に開けてしまうと5万円以下の過料に処せられますので注意してください。また遺言書を偽造、変造、破棄、隠匿した人は相続人となることができません。遺言書は必ず家庭裁判所に持参し、相続人や代理人の立会いの下で検認手続きを行わなければなりません。検認手続きとは、遺言

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

書が遺言の方式に合ったものかどうかを確認するためと、偽造されたり変造されたりしないように、家庭裁判所が現状を証明してくれる手続きの事です。

(2) 公正証書遺言の場合

公正証書による遺言は、遺言の存在が公証人によって既に確認されています。原本は公証人役場に保管されているので、偽造、変造、紛失のおそれはありません。家庭裁判所の検認手続は不要です。

2. 資料収集

四十九日の法要が終わってから、資料の収集を始めることが多いようです。相続人を確定するために被相続人の除籍謄本を出生から死亡まですべて取り寄せなければなりません。また相続人全員の戸籍謄本も必要になります。相続税の申告が必要な人は財産評価に必要な書類も収集しなければなりません。これらの書類を収集するのは大変な負担になりますので、専門家に依頼した方が確実かもしれません。葬式やお通夜にかかった費用は相続税申告の際に、遺産の総額から控除することができますので領収書は必ず保管しておきます。お布施やお手伝いへのお礼など領収書のないものについては、一冊のノートなどに日付、相手先、用途、金額を記入しておいてください。相続税申告などに必要な主な書類を図表2にまとめました。

3. 相続税額の概算を把握

相続税が発生する場合には、相続税の概算額を把握して、不動産を売却して納税に充てるのかなどを相続人間で話し合う必要があります。

4. 準確定申告

納税者が年の途中で死亡した場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額と税額を計算して、4か月以内に申告と納税をしなければなりません。これを準確定申告といいます。消費税に関しても納税義務のある人の申告期限は4か月以内です。

5. 相続税の申告・納付

相続税の申告・納付は、相続の開始を知った日から10か月以内です。申告書の提出先は、被相続人の死亡時の住所を管轄する税務署となります。相続時精算課税制度を適用しない場合には、被相続人の遺産総額、相続開始前3年以内の贈与財産、みなし相続財産の合計から被相続人の債務や葬儀費用などを控除した課税価格の合計が基礎控除額以下であれば相続税はかかりません。基礎控除額は5,000万円+(1,000万円×法定相続人の数)です。昨年の税制改正大綱ではこの基礎控除額を大幅に下げるとしており、今後の改正が注目されるようです。

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

図表2 相続税申告のための主な必要書類

被相続人の除籍謄本（出生から死亡まで）
相続人全員の戸籍謄本
遺言書
遺産分割協議書
被相続人の除票、相続人全員の住民票
相続人全員の印鑑証明書
固定資産税評価証明書
不動産登記簿謄本
不動産賃貸借契約書
所得税申告書、決算書等
証券、株券またはその預り証等
預貯金残高証明書
被相続人の通帳過去3年間
葬儀費用領収書
保険証券、支払保険明細書 など